

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年5月11日（平成30年（行個）諮問第84号）

答申日：平成30年10月15日（平成30年度（行個）答申第116号）

事件名：本人が提出した納税証明書交付請求書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「納税証明書交付請求書（特定年月日提出分）」に記載された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月30日付け特定記号第185号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、以下の開示を求める。

個人番号カードを使用してチェックしたとする記載の書類

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（意見書については省略）。

2回特定区に特定年月日付けで転入しているので特定年Aの特定月日に納税地異動を特定税務署に出している。同じように申告表と同じく開示で受け取っているが、個人番号カードしか提示していないのにおかしい。1回目より特定区に転入していても戸籍の附票の5行目どまりで先に特定年Aと特定年Bの時に使用されて困っていた。転入記載の付いたマイナンバーカードに転入前と転入後が付いているので、それしか転入後に使用していない（特定年A分2回共）。

特定地名へ転入時、特定年月日にマイナンバーカードを使用していたので区役所でカードに住所の記載をして頂いていた。本人確認には特定年金事務所や銀行の住所確認においてもそれしか使用していない。今回も転入後も特定税務署で開示をして受取の時にもマイナンバーカードしか使用していない。転入の住所は同じ所へ転入したが、特定市から転入していない

とされていたので驚いて特定警察署へ相談の時にも今回も使用していた。前にも同一内容の決定書と開示にてもきちんと確認できていない。チェック対応で今回も同じようにもたされているのでしっかりと確認して個人番号カードを使用してチェックしたとする記載の書類を開示で頂きたい。

特定地名転入後は本人確認としてマイナンバーカード（個人カード）しか使用していない。前回の開示受取り分と同じく本人確認に運転免許証としてあるが、使用していないので間違っている。

個人番号カードを見ていたと確認のし直しで交付を出して欲しい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して「納税証明書交付請求書（特定年月日提出分）」（本件文書）及び「納税証明書（その2 所得金額用）（税務署控用）（特定年月日交付分）」（以下「本件対象外文書」という。）に記載された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、平成29年11月30日付け特定記号第185号により、本件文書及び本件対象外文書に記載された保有個人情報を特定した上で、法14条7号の不開示情報に該当する本件対象外文書に記載された保有個人情報の一部を除き、法18条1項の規定に基づく一部開示決定（原処分）を行った。

原処分で開示した保有個人情報には、本件文書について、処分庁が「運転免許証」により本人確認を実施した旨の記載があるところ、審査請求人は、本件審査請求を行い、審査請求書の記載内容からはその趣旨は判然としないが、以下のいずれかを求めていると考えられることから、原処分の妥当性について検討する。

- ① 本件文書と同名・同日付の文書に記載された保有個人情報で、処分庁が個人番号カードにより本人確認を実施した旨の記載のある保有個人情報の開示
- ② 本件文書に記載された保有個人情報の、処分庁が「運転免許証」により本人確認を実施した旨の記載を、処分庁が個人番号カードにより本人確認を実施した旨の記載に修正した上での開示

なお、原処分のうち本件対象外文書については、税務署（処分庁）が本人確認を実施した旨を記載する欄がないことから、本件審査請求の対象ではないと判断した。

2 原処分の妥当性について

(1) 上記1①について

「納税証明書交付請求書」は、納税者が確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額又は未納の税額がないことの証明書を、現在の住所地（納税地）を所轄する税務署長宛に交付請求する際に必要となるもの

である。

処分庁を含め税務署では、納税者等から「納税証明書交付請求書」が提出された場合、本人確認や記載事項の確認等を行った上で、システムに納税証明書の種類、税目等の入力を行い、納税証明書の作成・交付を行った後、当該交付請求書は「納税証明書関係書類綴り」という行政文書ファイルに編てつすることとしている。

本件開示請求に伴い、処分庁において、システムの入力事績及び当該行政文書ファイルを確認したが、審査請求人が特定年月日に提出した納税証明書交付請求書は、本件文書以外には確認できなかった。

また、本件審査請求を受け、諮問庁においても、処分庁を通じて、改めてシステムの入力事績及び当該行政文書ファイルを確認したが、審査請求人が特定年月日に提出した納税証明書交付請求書は、本件文書以外には確認できなかった。

したがって、処分庁が、本件文書に記載された保有個人情報以外に審査請求人に係る保有個人情報を保有しているとは認められないことから、本件開示請求に対し、本件文書に記載された保有個人情報を特定して行った原処分は妥当である。

(2) 上記1②について

上記1②は、審査請求書の記載内容から判断すると、原処分の取消しを求めるものではなく、原処分で開示した本件文書に記載された保有個人情報の、処分庁が「運転免許証」により本人確認を実施した旨の記載を、処分庁が個人番号カードにより本人確認を実施した旨の記載に修正するよう求めるものであると考えられることから、原処分に対する審査請求とは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、上記2の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、処分庁が行った原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月4日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年9月27日 審議
- ⑤ 同年10月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「納税証明書交付請求書（特定年月日提出分）」及び

「納税証明書（その２ 所得金額用）（税務署控用）（特定年月日交付分）」に記載された保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる本件文書及び本件対象外文書に記載された保有個人情報を特定し、その一部を法１４条７号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件文書には、処分庁が「運転免許証」により本人確認を実施した旨の記載があるところ、本件文書と同名・同日付けであって、個人番号カードを使用してチェックしたとする記載のある文書に記録された保有個人情報の開示を求めていると解されるが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

２ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (１) 当審査会において、本件対象保有個人情報である本件文書を確認したところ、文書下部の「税務署整理欄」に、「番号確認書類（個人のみ）」及び「本人（代理人）確認書類」の各記載の下にそれぞれ「個人番号カード」と記載されたチェック欄（以下「当該各欄」という。）があり、当該各欄には記載がない一方、「本人（代理人）確認書類」の記載の下の「運転免許証」欄にチェックがされていることが認められる。
- (２) そこで、当該各欄の記載について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

「番号確認書類（個人のみ）」の記載の下の「個人番号カード」と記載されたチェック欄は、納税証明書交付請求書に記載された個人番号を確認するため、納税者等から個人番号カード又は通知カード等の提示を受けて番号確認を行った場合に、その確認方法を記載するものであり、納税証明書交付請求書に個人番号の記載がない場合には、記載しない。本件文書では「個人番号又は法人番号」欄は空欄であるから、当該各欄への記載については、「番号確認書類（個人のみ）」の記載の下の「個人番号カード」と記載されたチェック欄に確認実績が記載されることはない。

また、「本人（代理人）確認書類」の記載の下の「個人番号カード」と記載されたチェック欄は、納税者等から納税証明書交付請求書が提出された場合に、氏名及び生年月日又は住所が記載された本人確認書類の提示を受け、本人であることを確認するとともに、納税証明書交付請求書に記載された氏名及び住所等に誤りがないことを確認し、その確認方法を記載する。

- (３) さらに、当審査会事務局職員をして本件文書以外の本件文書と同名・同日付けの文書の存否を諮問庁に確認させたところ、諮問庁は上記第３の２（１）の説明に加え、納税証明書交付申請書のシステムへの入力事

績については、同じ納税者等から同日中に複数回の納税証明書交付申請書が提出された場合は、申請書の数に応じて、複数回、システムに入力され、複数回の入力事績が記録されるどころ、本件については1回しかシステムの入力事績がない旨説明する。

- (4) そうすると、本件対象保有個人情報の外に、本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有していないとする諮問庁の上記第3の説明に不自然な点はなく、これを覆すに足る事情もない。仮に、審査請求人が主張するとおり、個人番号カードを提示していたとしても、本件請求保有個人情報に該当する文書が1つしかないことは否定できない。

また、処分庁及び諮問庁が行った本件対象保有個人情報の探索の範囲も不十分であるとはいえない。

- (5) 以上によれば、特定税務署において、本件対象保有個人情報の外に、本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において「個人番号カードを見ていたと確認のし直しで交付を出して欲しい」と記載し、本件対象保有個人情報の内容の訂正を求める旨にも読めるが、この点については、本件審査請求において判断することは適当でない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、特定税務署において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書）

文書 納税証明書交付請求書（特定年月日提出分）